

15-AG01-17Z00-007-02

確 認
チェック責任者

承 認	審 査	作 成
安全管理部長	作業安全課長	作業安全課副長

JAEA 大洗研究開発センター汚染事故を踏まえた

化学物質管理に係る水平展開の実施計画書

(改正 2)

2017年12月

安全管理部 作業安全課

改 正 来 歴		
番号	日付	改 正 内 容
0	2017. 9. 25	新規制定
1	2017. 11. 14	<p>経過報告に関する記載を表紙より削除。</p> <p>1. はじめにを追加。</p> <p>2. 主目的の記載および記載表現の見直し。</p> <p>3. 訓練対象となる建屋を明確化。</p> <p>4. (3) 規程類の作成期限を追加。</p> <p>5. (1)健全性確認の対象となる化学物質被災時対応資機材を明確化。</p> <p>5. (3) シャワーまたは洗眼器の操作手順については、所管する施設課から各課への展開とする旨を追加。</p> <p>5. (4) 報告書作成手順の明確化。</p> <p>全体：語句の統一。「化学物質被災訓練」→「化学物質被災時対応訓練」</p>
2	2017. 12.	<p>1. 文中の計画書の名称および文書番号の修正</p> <p>3. 適用範囲のうち、対象の設備のないAGを削除</p> <p>4. (1) 記載の適正化および追加訓練の記載を追記</p> <p>4. (3) 誤記訂正（改訂→改正）</p> <p>4. (3) 実績を反映（11月下旬→11月14日）</p> <p>4. (3) 各課長が定めるマニュアル等の記載を追記</p> <p>5. (3) 記載の明確化（実機を用いた訓練）であることを明記</p> <p>5. (3) 展開訓練の対象者を明確化</p> <p>5. (4) 作業安全課からの展開訓練の方法を追加</p> <p>5. (5) (4) 追加により、報告書の作成を移動</p> <p>5. (5) 記載の適正化（実施内容には、「化学物質被災時対応訓練」と記載する。を削除）</p> <p>5. (6) 注意事項を追加（保安検査でのコメントを受けて、各部署へ依頼した内容を追記）および記載の適正化</p> <p>5. (6) 記載の適正化</p> <p>6. 実施工程を最新化</p>

1. はじめに

これまでの化学物質被災時対応資機材を用いた訓練に係る対応結果および 2017 年度第 2 回再処理施設保安検査での指摘事項を踏まえた、「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針」に基づく活動を再処理事業部として「再処理事業部非常時等の措置に係る中長期訓練計画」を定め、「JAEA 大洗研究開発センター汚染事故を踏まえた化学物質管理に係る水平展開の実施計画書（15-AG01-17Z00-007-01）」を個別計画として定めていたが、一部記載内容の見直しが生じ、本計画を改正するものである。

2. 目的

本活動は作業員の化学物質被災時における被災程度を軽減するため、化学物質被災時対応資機材を用いた訓練を実施することにより、化学物質被災時対応資機材の使用方法を習熟するとともに、化学物質被災時対応資機材の健全性確認および管理方法を定めることにより、使用可能な状態を維持することを目的とする。

3. 適用範囲

化学物質被災時対応資機材の健全性確認は、再処理工場を適用範囲とする。

化学物質被災時対応訓練は、化学物質被災時対応資機材が備え付けられている以下の建屋において化学物質を取り扱う当社作業員および協力会社作業員について適用する。

対象建屋

AA、AB、AC、AD、AE、AH、AK、AR、BA、CA、DA、DC、EA、
FA、FB、FCJ、GA、GB、GC、GF、GF2、KA、KB

4. 実施期間

(1) 化学物質被災時対応訓練

- ・当直員各班最低 1 名および施設課最低 1 名（代表者）：2017 年 9 月 30 日（実施済）
- ・上記代表者の追加訓練（2017 年 12 月末）
- ・残りの作業員（展開教育による。協力会社作業員を含む。）：2018 年 3 月末

(2) 化学物質被災時対応資機材の健全性確認：2017 年 11 月 30 日（実施済）

(3) (2) を踏まえた維持管理方法について「再処理事業部 化学物質安全管理細則」を改正する。：2017 年 11 月 14 日改正済

各課長は、「再処理事業部 化学物質安全管理細則」に従い、化学物質被災時対応資機材の管理方法を必要に応じマニュアル等に定める。：2017 年 11 月 30 日（実施済）

5. 実施内容

(1) 化学物質被災時対応資機材（シャワー・アイシャワー（洗眼器）等）の健全性確認

- ・各課長は各建屋に掲示しているセーフティマップを参考として、管理区域内に設置

されているシャワー・アイシャワー（洗眼器）・手洗い・シンクの他、各課で必要と思われる化学物質を水で洗い流すことができる資機材について現場と照合し、数量を確認する。

- ・各課長は数量を確認後、点検・作動確認を実施し、確実に使用できることを確認する。（事業者対応方針に基づき、シャワー・アイシャワー（洗眼器）に加えて、手洗い、シンクの他、各課で必要と思われる化学物質を水で洗い流すことができる資機材を化学物質被災時対応資機材として照合、点検の対象に追加する。）

(2) 健全性確認結果の作成

- ・各課長は、化学物質被災時対応資機材（シャワー・アイシャワー（洗眼器）・手洗い・シンクの他、各課で必要と思われる化学物質を水で洗い流すことができる資機材）について、セーフティマップと現場にて照合した過不足の結果をセーフティマップに記載し作業安全課に提出する。（資機材の把握、現場確認）
- ・各課長は、健全性を確認した化学物質被災時対応資機材（シャワー・アイシャワー（洗眼器）・手洗い・シンクの他、各課で必要と思われる化学物質を水で洗い流すことができる資機材）について、建屋、部屋名、部屋番号、設備名、数量を記載したリストを作成し、作業安全課に提出する。（資機材のリスト化）
- ・作業安全課は、作成したリストを「再処理事業部 化学物質安全管理細則」に反映し、定期的な確認を行う旨定める。（資機材の管理）
- ・各課長は、「再処理事業部 化学物質安全管理細則」に従い、化学物質被災時対応資機材の管理方法について、必要に応じてマニュアル等に定める。

(3) 化学物質被災時対応訓練（実機を用いた訓練）

各施設課長または統括当直長（以下各課長という）は、所管する施設課員または運転員に対し、訓練の流れの概略として以下の①～⑦のとおり化学物質被災時対応訓練を実施させる。なお、訓練シナリオは各施設の特性を踏まえた内容とする。訓練を実施した施設課員または運転員は、シャワーおよびアイシャワー（洗眼器）等化学物質を水で洗い流すことのできる設備の操作手順について、協力会社作業員のうち、運転委託員または施設の運転に係る分析委託員を対象に訓練を展開する。

- ①訓練シナリオについて、各課長は各施設の特性を踏まえて取り扱う化学物質での被災のシナリオを作成する（作業内容、使用する化学物質、作業場所など）
- ②訓練実施者は被災を想定する化学物質の SDS を準備する。
- ③訓練実施者は SDS を見て、化学物質の被災時の措置（眼に入った場合の措置、皮膚に付着した場合の措置）を確認する。
- ④SDS に「大量の水で洗い流す」旨の記載があった場合、訓練実施者は最寄のシャワー（緊急シャワー、非常用シャワー、簡易シャワー）、アイシャワー（洗眼器）、手洗い設備の位置を確認する。
- ⑤作業場において化学物質が皮膚に付着したことを想定する。訓練実施者は SDS に従

い、皮膚に付着した化学物質を、シャワー等を用いて大量の水で洗い流すためのシャワーの操作手順を確認する。

⑥訓練実施者は上記⑤と同様に化学物質が眼に入ったことを想定し、アイシャワー（洗眼器）の操作手順を確認する。

⑦各課長は訓練を実施した作業員を講師として、他作業員および協力会社（運転委託員または施設の運転に係る分析委託員）へ展開訓練を実施する。

(4) 化学物質被災時対応訓練（模擬機を用いた訓練）

作業安全課長は、(3)の訓練対象者以外の作業員を対象に訓練を実施させる。作業安全課長は訓練に際し、必要な模擬機および化学物質被災時対応資機材の使用方法を網羅した教育資料を準備する。

作業安全課長は、訓練を受けた者の中から講師を指名し、展開教育を実施することができる。指名された講師は、作業安全課作成の教育資料を用いて教育すると共に、実機または模擬機を用いて訓練を行い、以下(5)項の報告書を作成し、作業安全課長に提出する。

(5) 化学物質被災時対応訓練実施報告書の作成

- ・各課長は、化学物質被災時対応訓練の対象者（当社作業員および協力会社作業員）をリスト化し、作業安全課に提出する。
- ・各課長は「再処理事業部 化学物質安全管理細則」に基づき、化学物質被災時対応訓練の報告書を作成し、作業安全課に提出する。
- ・作業安全課長は、リスト化された対象者が訓練を実施していることを報告書により確認し、訓練対象者に漏れがないことを確認するとともに訓練が本計画に沿って行われていることを確認する。

(6) 訓練にあたっての注意事項

・訓練対象設備

シャワーおよびアイシャワー（洗眼器）を有する建屋を所管する部署については、この両方を訓練対象とする。何れか一方の設備でしか訓練が行われていない場合や対象とすべき設備で訓練が行われていない場合、不足分を確認の上、追加で訓練を実施する。

これに伴い、各部署で定めている計画書やシナリオの見直しが必要な場合は、改正した上で訓練を実施する。

なお、シャワーまたはアイシャワー（洗眼器）がない場合は、ある設備での訓練とし、また、化学物質の取扱いが非管理区域で、シャワーおよびアイシャワー（洗眼器）がないまたは管理区域にある場合は、シャワーおよびアイシャワー（洗眼器）の訓練ではなく、使える設備（手洗い設備、水洗いシンク等）で訓練を実施する。

・訓練方法

本訓練の目的は、「被災程度を軽減するための化学物質被災時対応資機材の使用方法の理解」であることから、代表者が使用方法を見せ、それをもって使用方法が理解できると判断できる設備については、残りの対象者の実動作を省略することができるものとする。ただし、訓練講師は、代表者の使用方法を見ただけでは不安という者がいないか確認し、不安な者には実動作を行わせ使用方法を理解させることにする。

・訓練報告書への記載

以下の項目に基づき、訓練した内容および有効性を記載すること。

- ①想定する作業内容、使用する化学物質、作業場所
- ②訓練実施者は SDS を見て、化学物質の被災時の措置（眼に入った場合の措置、皮膚に付着した場合の措置）を確認したこと。
- ③SDS に「大量の水で洗い流す」旨の記載があった場合、訓練実施者は最寄のシャワー等（緊急用シャワー、非常用シャワー、簡易シャワー、手洗い設備）の位置を確認したこと。
- ④作業場において化学物質が皮膚に付着したことを想定する。訓練実施者は SDS に従い、皮膚に付着した化学物質を大量の水で洗い流すためのシャワーの操作手順を確認したこと。（対象設備を明記）
- ⑤訓練実施者は上記③と同様に化学物質が眼に入ったことを想定し、アイシャワー（洗眼器）の操作手順を確認したこと。（対象設備を明記）
- ⑥講師の所見：この記載で訓練受講者の有効性を担保する。
- ⑦所属長の所見

6. 実施工程

項目	担当部署	2017年9月	10月	11月	12月	2018年3月	備考
		1日	10日	20日	1日	10日	31日
<化学物質被災時対応訓練>							
①訓練実施内容の検討(場所、対象者、実施内容など)	作業安全課						
②訓練計画書の作成	作業安全課						
③化学物質被災時対応訓練	依頼:作業安全課 別紙:各課、作業安全課	▼各課へ実施依頼(9/6)		▼代表者訓練完了(9/30) 対象者全員に履修教育			9月末では当直員各組最低1名および生管班員各1名に訓練実施。
④訓練実施報告書の取りまとめ	作業安全課			▼(9/15改正)			2017年度分訓練報告書取り纏め、受講者実績の確認
⑤訓練の複数回への反映	作業安全課						
<身体洗浄器(シャワー類)維持管理方法>							
①現場のシャワー類の点検・動作確認(セーフティマップと現場の照合、直検・動作確認)	依頼:作業安全課 別紙:各課	▼緊急点検(9/1)		▼追加点検(手洗い、シンク等)			
②維持管理方法の検討(点検方法、直検周期、記録など)	各課						
③作業安全課の段階別(細則)への反映	作業安全課		▼(9/15改正)		▼(11/10改正)		
④各課の下部規程(マニュアル等)への反映	各課			▼(11/30実行)			

以上